



# 浜家連 ニュース9月号

第277号

2023年9月1日発行

発行人 特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会

事務局 〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752 番地

障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール3階

電話 045(548)4816・FAX 045(548)4836

URL <http://hamakaren.jp/>

「親亡きあとシリーズ総括として」

副理事長 土屋 克也

私ども南区「みなみ会」では、今期（令和5年）前半の行事予定を昨年度から続く「親亡きあと」をテーマにシリーズとして3か月間に渡り、3回の定例会行事に取り込みました。

家族会の父、母の高齢化が著しく、且つ急速やかに、親が生きている間に何が出来るのか。勿論、最初の第一歩は、関係機関、親族の住所も含まれた連絡先一覧表を作成後、冷蔵庫の側面や家族掲示板など、目につくところに貼っておく作業が考えられます。



しかし何と言っても、今あるお金を普通の家と同じように、子である当事者に相続させなければなりません。まず、考えるその方法は、各区の高齢・障害課、生活支援センター、基幹相談支援センターなどに登録して子の存在を明らかにしておくこと。そして二つ目の方法とすれば、専門家に頼んでおく方法が考えられます。

如何に効率良く、目的達成が可能か。それぞれのご家庭で事情は異なります。一度に5百万円、1千万円出す方法、百万円から何年にも分けて贈与資金をプールする方法など、多種多様です。

今回、このシリーズは、その一助になればよいとの思いの考えからスタートしました。当然のことながら、今、家の中で冷蔵庫が倒れる様なご家庭では、興味の無い話であることは、言うまでもありません。

5月の最初のスタートは、「障害者の相続と贈与」をテーマにみなみ会会員の税理士である大塚幸一さんに依頼しました。大塚税理士は菊名駅近くで開業されている税理士さんです。

大塚税理士の講演内容は、相続税のあらましから始まりました。その内容は、申告が必要な人、即ち相続人の定義説明から、相続財産についての解説。例えば非課税となる「生命保険金」「退職金」についての利用方法や相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産（110万円までを指す/年）、不動産評価のお話しなどの説明を受けました。

そのあとは、来年の1月から改正される「相続時精算課税」「暦年課税」と続き、障害児者が優遇（6千万円と3千万円）されている特定障害者に対する贈与税の非課税と話しが進み、ご説明頂きました。

約2時間余りの時間、質疑も含め、ありがとうございました。

尚、大塚税理士の事務所電話番号は045-434-1394です。

6月の定例会では、信託銀行と生命保険会社を利用した方法を学びました。

信託銀行による講演議題は、「障害者への贈与」についてその制度の概要はという内容で三井住友信託銀行プライベートバンキング室財務コンサルタントの瀬瀬敏幸（コウケツトシユキ）さんと財務相談室の御栗直人（ミクリナオト）さんにお話しを頂戴しました。二人への連絡先は045-312-3131 代表又は045-313-4167です。

講演内容は、**特定贈与信託**、申告に基づき1級は6,000万円まで、2,3級は、3,000万円まで非課税という内容のお話しです。

しかしこの特定贈与信託の最低拠出額は各信託銀行共に 1,000 万円となっていて、一度にこのお金を用意しなければなりません。今回、お話しを頂いた信託銀行は商品の範囲を広げ、その最低拠出額を 500 万円までに広げたことでした。

次に、保険会社による**生命保険信託**について学びました。

お話しを引き受けて下さったのは、ブルデンシャル生命保険株式会社横浜中央支社 橋本慎爾（ハシモトシヤ）さんと原川由紀子さんです。

連絡先は 045-277-0935 代表 090-1612-0518（橋本さん携帯番号）です。

生命保険信託についての概要は承知されている方も多数いらっしゃると思います。まずは、生命保険契約を交わす。分割納付又は一括納付どちらでも可能。そのあと、信託契約を結び、必要とした日時以降に受益者に対して財産交付となります。

この様に信託銀行や保険会社の利用には、親が存命中の場合と亡くなった後で活用が開始される場合（相続と贈与）があります。また、それぞれ多額のお金が動き、なお且つ、手数料も発生します。仕組みを十分理解し、ニーズに合った上での活用をお勧めします。

最後に7月の定例会では、行政書士 宮川導子さんに「**障害者の成年後見制度のあらまし**」について講演をお願いしました。

内容は、高齢や障害により自己の判断能力が低下している当事者の為に、又は将来低下してしまつた時に備える（本人・当事者の財産管理、生活するための事務手続き）制度（代行支援）が主目的となります。その種類は、法定後見制度（後見、保佐、補助）と任意後見制度（自分で後見人を選ぶことが可能な状態）があり、任意後見制度利用の場合、公証役場での契約金5万円（含む登記費用）と当事者間で決まつた後見人への報酬で成立すると。また、後見制度の利用は親が介護サービスを受け始めたら検討開始であるとお話しを頂戴しました。

宮川導子さんへの連絡は、☎045-301-4173 FAX045-301-4095

MAIL：[miya-yoshi4173@jcom.home.ne.jp](mailto:miya-yoshi4173@jcom.home.ne.jp) です。

以上3か月に渡り、親亡きあとシリーズを実施して参りました。税制の話し、お金の残し方の話し、そのお金の管理方法と進めました。親が活着している間に出来ることは、税制の勉強と契約ぐらいで、実際にお金が動き始めるのを見届けられるかは分かりません。

この講演のあて方にもっと有意義な方法があつたかもしれません。それは、今後の課題とさせて頂きたく、次の機会に譲りたいと思います。

## 浜家連の動き



7月27日（木）に日本共産党神奈川県議団へ要望書を提出し、懇談会を行いました。8月8日（火）には横浜市健康福祉局へ要望書の提出・懇談会を行い、17名と多くの方の参加がありました。これらについて報告が届いています。

### 日本共産党神奈川県議団との懇談会に出席して

副理事長 安富英世

7月27日（木）14:45～15:45、県庁・議会棟9階の日本共産党・県議団控室にて、膝を突き合わせて懇談会を行いました。浜家連からは宮川理事長以下、副理事長4名、中居事務局長の計6名が出席。県議団は、現県議、事務局員、元県議の支援者等、合わせて6名程の出席でした。

『要望書』を元に、神奈川県全域に関わることを中心に、説明を行いました。

○**重度障害者医療費助成制度について** 神奈川県内の33市町村の医療費助成制度一覧を示して、身体・知的・精神の3障害の中で、精神障害1級の入院医療費が適用外となっている市町村が多くあり（横浜市もその1つ）、重度障害といいながら、3障害間で差があること。また、助成の対象を、精神障害の1級だけでなく2級の通院、入院にも適用している市町村があり、居住地による助成格差があることを訴えました。

○「にも包括」システムについて 例えば、訪問チームを各地域に設け、休日・夜間における当事者からの緊急要請に対応できるようなアウトリーチ事業の推進等を強く訴えました。

○神奈川県内の精神科病院の現状について KP（神奈川精神医療人権センター）が入手した2021年度の630（ワカバ）調査資料を基に、入院患者の合計・年齢層別・入院期間別・疾患別の各人数を明らかにし説明しました。なお、入院患者の動向と推移を知るためには、毎年度、630データを集約している県当局のその開示を訴えるよう要望しました。

県議団の方々は、家族会の立場に理解を示され熱心に聞いていただき、特に医療費については、“無料低額診療施設”の紹介と、横浜市内（21 医療機関）及び神奈川県域（10 機関）の医療機関の一覧表の提供を受けました。浜家連側の参加者にとっては、この情報は初耳でしたが、インターネットで、“無料低額診療施設”のキーワードで検索すると、行政（横浜市、神奈川県）のHPから見るができますので、各家族会でご活用ください。

また、大山奈々子県議（港北区選出）が、昨年9月の神奈川県議会定例会で一般質問を行った際の印刷物が、予め当方の出席人数分用意されていました。

後日、その内容を確認めると、丁度一年前、本日と同様の懇談を行った際の要望書を下敷きに一般質問をされたようで、精神科救急医療体制、精神障がい者の住まいの確保、相談体制、および、精神障害に対する教育の充実について、質疑を行っていました。私たちの要望が、具体的に県知事を始めとする行政側に届いているということを実感できました。この質疑応答は、インターネットでも読むことができます。URLを以下に貼っておきますので、関心のある方は、アクセスしてみてください。

<http://www.jcp-kanagawa.com/archives/6286>

以上

### 健康福祉局へ要望書を提出しました。 すずらん会 工藤 智子

横浜市健康福祉局への要望書提出及び懇談会は、8月8日（火）猛暑が続く中、市庁舎の会議室で午後2時半から浜家連の理事長、副理事長5名、そのほかの理事11名、会員1名の合計17名が参加して行われました。事務局長は「わかば工芸」の監査が行われるため、欠席となりました。



健康福祉局の皆様と私たちは、差し向かいとなって着席して、最初に理事長から健康福祉局の代表者へ、要望書を提出してから始まりました。

まず安富副理事長が医療費助成の拡充について、障害者1級、入院医療費、2級、通院、入院医療費の助成がない事、県内の他の市町村より、支援が遅れているところもあり、横浜市内の精神障害者数、精神保健福祉手帳の交付数のデータも示して説明しました。担当者からは「県からの補助は3分の1しかない。重度障害者助成は国が負担すべき」とのこと。

倉澤副理事長からは「にも包括」システムの構築推進、について説明がなされました。このシステム構築については2020年から、全区に「協議の場」が設置され、取り組みシートから、地域課題をあぶりだして取組んでいるとのことですが、その評価を行い提示してください、との質問です。厚労省が包括ケアシステムの内容として示した事業の実施主体、担い手を明示してほしいといわれました。井汲副理事長からも、そのような会議について現場からの声を聞くと「医師の出席がほとんどない」との事です。わたしも弟が、1級障害者でこの会議、3回経験しているが医師の出席は皆無。そのほか「普及啓発教育事業推進」「多様な形態の住まい確保」「長期入院者移行」の説明。

井汲副理事長からは精神科入院患者の人権擁護の重要性について説明されました。「身体合併症受入れ態勢」「薬物療法偏重見直し」「虐待防止」といろいろな要望が説明されました。

それらについて地域保健課長より、「虐待を見た人は通報の義務あり。今後、横浜市は病院管理課が虐待防止の研修を予定している。」2024年度から通報の制度が変わるとの回答がありました。

そのほか、土屋副理事長から福祉現場、福祉保健センターの人員不足についてのお話。さらに参加された理事さんから、就労支援の強化、問題点、福祉パス IC カード化促進、などの意見が



ありました。今後、これらの要望事項が、生かされて少しでも前進してほしいものです。参加された大勢の理事さん、ありがとうございました。

## 単会からのたより

### 自分に言い聞かせる【諦めないこと】 あおぞら会 HS



慢性疾患では処方薬の服用は長期になる。統合失調症は慢性的疾患と言われ、抗精神病薬の服用継続は欠かせない。中断は再発・再燃のリスクを高め、歳を重ねながらこれらを繰り返すほど予後は悪くなる。殆どの疾病では加齢がマイナス要因となる一方、統合失調症では加齢は寧ろ有利に働き、正しい対処の維持を通じて晩期寛解が期待できる。「人間貴晩晴」が説く、晩年のありかた・過ごし方が人生では大切だ。完治はなくとも回復はある。諦めないことだ。

長期服用で懸念される中核的症状のひとつに認知障害がある。そこで日本神経精神薬理学会から今年 2 月にウェブサイトで一般公開された、『統合失調症薬物治療ガイド 2022-患者と支援者の為に-』を参照してみた。昨年 5 月に同サイトに公開、既に書籍化もされている専門家向け『統合失調症薬物治療ガイドライン 2022』の内容を平易に解説し、受診者などの一般利用に供されたものである。

ガイドの中、当該臨床疑問 (CQ6-5)「頭の働きが良くない気がします」の回答を要約すると、「認知機能障害の改善には第一世代抗精神病薬よりも第二世代抗精神病薬を使うこと、抗コリン薬やベンゾジアゼピン受容体作動薬を使わないこと」が勧められている。本障害のみならず、薬剤誘発性症状に対する多くの治療にもこの推奨が原則的に当てはまり、併用は科学的根拠に基づかないと解説されている。因みにガイドラインでは「併用しないことを強く推奨する」とより強めの論調だ。

統合失調症は経過も症状も個人差の多い疾患だ。副作用の緩和目的や不安など諸症状の診断上、併用が依然なされていることがあるし、単剤の推奨が該当しない場合もあるらしい。ガイドは患者が受診する際の医療提供者との意思疎通/共同意思決定の活用手段として提供され、そこでの主役は患者なのだ。ガイドが力説する単剤服用は、高齢者の多剤による害悪の減少にも通じよう。精神医療はそのあり様に諸論はあっても、その進展は着実だと楽観視したい。豪雨の後には晴天もある。諦めないことだ。

## § イベント情報 §

### ◆ 2023 年度 第 2 回 市民メンタルヘルス講座 ◆

#### 統合失調症の現在地と 高等学校での精神疾患教育

日 時 : 2023 年 10 月 28 日 (土) 13:30~16:00

場 所 : 横浜市健康福祉総合センター 4 階ホール

講 師 : 笠井 清登 氏 精神科医  
東京大学医学部附属病院精神神経科教授



【編集後記】国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代にある」と警鐘を鳴らすほど、猛暑日の続いた暑い今年の夏でした。今は 9 月、いよいよ市民メンタルヘルス講座が始まります。コロナ感染症が第 5 類に引き下げられて、制約が大きく緩和された中での講座となります。スタッフの方々のご苦勞に報いるためにも、多くの方に足を運んでいただいて、講座を盛り上げいただければと思います。  
(事務局 中居)